

職員団体との交渉の議事要旨

(開催日時)

平成24年5月29日(火) 14:00~14:22(22分)

(開催場所)

函館開発建設部2階会議室

(出席者)

当局側(函館開発建設部)

渡部 明雄(函館開発建設部次長)、小澤 雅幸(総務課長)

職員団体側(全北海道開発局労働組合婦人部函館支部)

村田 志津華(代表者)、荒橋 美樹(連絡員)、紙谷 博美(連絡員)

佐々木 しのぶ(連絡員)

(議題)

- 1 当部女性職員の健康安全管理について
- 2 当部女性職員が両立支援制度を活用しやすい職場環境の整備について
- 3 当部女性職員の宿舎の入居について

(要求書に対する回答)

要求書のうち、取り決めた交渉議題について回答(別紙のとおり)。

(発言概要)

【議題1:当部女性職員の健康安全管理について】

(職員団体) VDT作業管理指針では、作業1時間ごとに10分~15分の小休止を取ることになっているが、職員が気兼ねなく小休止できるよう徹底してもらいたい。

(当局) VDT作業管理指針については、各職場の管理者に対して、諸会議等の場において職員への周知徹底に努めるよう指導するとともに、全職員に対してはイントラネットによる周知を図っているところである。

今後、引き続き、VDT作業に係る健康安全知識の普及・啓発に努めるとともに、管理者・職員への適切な指導を図っていく考えである。

(職員団体) 喫煙に係る環境整備について、煙が喫煙所の外に漏れるなど一部で不十分な点があったが、当局は現状把握を行っているのか。

また、喫煙所の利用マナーが悪いとの苦情を耳にする。マナーを守るよう周知徹底を図ってもらいたい。

(当局) 喫煙所の環境整備については、適宜、換気設備のクリーニング等を行っているところであり、設備の損傷等、修理や改修の必要がある場合は、適切に対応していきたい。

また、喫煙マナーについては、職員に指導を徹底していきたい。

(職員団体) 婦人科検診について、今後も希望者については、全員受診できるよう求める。

また、臨時の健康診断として実施している婦人科検診を、人間ドック時に受診できるようにしてもらいたい。

(当局) 子宮がん・乳がん検査の全員受診については、予算状況等を踏まえつつ検討していきたい。

また、医療機関の体制によっては、人間ドック時において子宮がん・乳がん検査を受診できる場合もあることから、その場合は、その旨受診者へ周知

することとしたい。

【議題2：当部女性職員が両立支援制度を活用しやすい職場環境の整備について】

(職員団体) 育児休業、介護休暇等の各種両立支援制度の周知徹底を図るとともに、制度を活用しやすい職場環境の整備に努めてもらいたい。

(当局) 各種両立支援制度については、これまでもイントラネットや電子メールを通じて職員に周知を図ってきたところである。職員から本人又は配偶者が妊娠中であることの申出があった場合においては、その職員に対して両立支援制度の利用促進に関する情報提供を行っていくよう、引き続き、管理者への指導を徹底していきたい。

【議題3：当部女性職員の宿舎の入居について】

(職員団体) 希望する職員を全員宿舎・独身寮へ入れるようにしてもらいたい。

(当局) 平成24年2月9日付け財務省理財局長通達により、宿舎の貸与に関する取扱いが一部改正となっており、当局としては、当通達の趣旨に基づき、宿舎を希望する職員が、類型に該当し、職務遂行上宿舎の貸与を必要としていることを確認の上、できる限り入居させるよう努めていく考えである。

※文責は函館開発建設部当局（今後修正があり得る。）

交渉議題に係る回答メモ

平成24年5月29日

当部女性職員の健康安全管理について

健康・安全管理は、職員が職務を遂行する上で重要な問題であると認識しており、当部としては、健康安全管理計画に基づき、各種の健康安全教育のほか、定期健康診断等による健康管理、執務環境の点検整備等による安全管理を計画的に推進し、職員の健康の保持増進と安全管理を図っているところである。

健康安全管理計画については、計画作成の際に広く職員の意見を聴いているところであり、平成24年度においては、特に、生活習慣病対策、超過勤務に係る臨時の健康診断・面接指導の実施、公務上等災害の防止及びメンタルヘルス対策の4つを重点事項として取り組んでいくこととしている。

なお、公務上等災害については、その根絶に向け、職場点検や災害の発生状況の周知などを行い、職員に対する安全意識の高揚、安全教育の実施などの取組に一層努めていく考えである。

また、メンタルヘルス対策については、カウンセリング制度や健康管理医（精神科医）の積極的活用のほか、特に管理者への教育の徹底を図り、予防に努めるとともに、人事院の指針に沿った円滑な職場復帰支援策を進めていきたいと考えている。

当部女性職員が両立支援制度を活用しやすい職場環境の整備について

育児休業を初めとする各種両立支援制度については、これまでも電子掲示板や電子メール、リーフレット配付等を通じて職員に周知を図ってきたところであり、引き続き意識啓発を含め周知に努めていきたいと考えている。

職員から本人又は配偶者が妊娠中であることの申出があった場合においては、その職員に対して両立支援制度の利用促進に資する情報提供を行っていくなど育児を行う職員が希望する制度を請求しやすい環境となるよう、管理者への指導を徹底していきたいと考えている。

また、会議等の機会を通じ、管理者に対し両立支援の必要性や制度の概要等について周知・徹底を図るなど、引き続き両立を支援する環境の整備に努めていきたいと考えている。

当部女性職員の宿舎の入居について

平成24年2月9日付け財務省理財局長通達により、宿舎の貸与に関する取扱いが、一部改正となっており、当局としては、当通達の趣旨に基づき、宿舎を希望する職員が、類型に該当し、職務遂行上宿舎の貸与を必要としていることを確認の上、できる限り入居させるよう努めていく考えである。